

公益財団法人小山台教育財団
役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人小山台教育財団（以下、財団小山台という）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、財団小山台を主たる勤務場所とし、週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費含む）、交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 財団小山台は、役員及び評議員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 財団小山台が、非常勤役員に対して各種事業部会の会議、打合せ、研修、行事等への出席若しくは講師、各種審査委員会における審議又は財団小山台の運営に必要なシステム作業等を委嘱した場合、前項に定める報酬として、別表第1に基づく謝礼等を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員に対する謝礼等は、各種事業部会の会議、打合せ、研修、行事等への出席若しくは講師、各種審査委員会における審議又は財団小山台の運営に必要なシステム作業等の都度支給するものとする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用の弁償)

第5条 財団小山台は、役員及び評議員がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

2 役員及び評議員が理事会乃至評議員会に出席した場合乃至役員が財団小山台において開催する各種事業部会の会議、打合せ、研修、行事等へ出席若しくは講師、各種審査委員会における審議又は財団小山台の運営に必要なシステム作業等を実施した場合、交通費相当額として1回当たり2,000円を支給する。ただし、当該会議、打合せ、研修、行事等が財団小山台以外において開催された場合は、交通費を実費により支給する。

3 役員が国内並びに海外に出張した場合、それに伴う交通費、宿泊費及び日当を出張旅費規程ないし海外旅費規程に従い支給する。

4 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく通貨をもって支給するものとする。ただし、本人の

指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公 表)

第6条 財団小山台は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 平成27年6月20日改訂。

3 平成28年6月18日改訂。

別表第1 非常勤役員の謝礼等

項番	内 容	支払金額
1	半日以上の会議・打合せ・研修・行事への出席及びシステム作業等 【例】海外派遣事前合宿研修、システム作業等	3,000 円
2	審査委員会審議	
	① 半日未満の審査委員会審議 【例】奨学育英審査委員会、台湾派遣審査委員会等	8,000 円
	② 半日以上 of 審査委員会審議 【例】海外派遣審査委員会等	18,000 円
3	講師	
	① 半日未満の研修等 【例】海外派遣事前研修（半日未満）の講師	8,000 円
	② 半日以上 of 研修等 【例】海外派遣事前研修（半日以上）の講師	12,000 円